

## 加古川市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号。)に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市生ごみ処理機等購入補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は、別表に掲げるとおりとする。

### (交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする個人は生ごみ処理機等購入補助金交付申請書(様式第1号)に、事業者は生ごみ処理機等購入補助金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 製品保証書(製造者が発行したもの)の写し。ただし、生ごみ処理容器で当該保証書がないときは、取扱説明書の写し。
- (2) 領収書(購入者名、支払内容の内訳、購入日、購入店名が明記されているもの)
- (3) 申請者の市税確認承諾書

2 この要綱に基づく補助金の申請は、購入した日から起算して6か月以内に行わなければならない。ただし、新たに住民となった者については転入日前日までに、事業所においては市内で事業を開始した日の前日までに購入した処理機は、この要綱に基づく補助の対象から除外する。

### (決定の通知)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、決定金額を生ごみ処理機等購入補助金交付決定書(様式第3号)により、また、補助金の不交付を決定したときは、理由を付して生ごみ処理機等購入補助金不交付決定書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

### (請求)

第5条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金を受けようとするときには、生ごみ処理機等購入補助金請求書(様式第5号)に振込指定口座の通帳の写し等を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

(交付)

第6条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

| 補助金の種類   | 性質  | 事業費補助  |           |           |         |     |   |   |   |    |    |
|--|---|--|-----------|-----------|---------|-----|---|---|---|----|----|
|  | 目的  | 家庭及び事業所から発生する生ごみの処理について、生ごみ処理機等を使用した自家処理を促進し、加古川市におけるごみの減量・堆肥化を推進する。   |           |           |         |     |   |   |   |    |    |
| 補助金の範囲   | 対象となる者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている個人で世帯主の者（以下「個人」という。）、又は本市で事業を営む法人及び個人事業主（以下「事業者」という。）。ただし、市長が別に定める場合は、この限りではない。</li> <li>自己の責任において処理機等を設置し、適正に維持管理できる者</li> <li>堆肥等のできる機種については、当該堆肥等について、自ら適正に処理できる者</li> <li>市税を滞納していない者</li> <li>第3条第1項に規定する申請の日の属する年度の5年度前の年度の初日から同申請の日までの間において、この要綱又はこの要綱に類する要綱により生ごみ処理機等に係る補助金の交付を受けていない者。ただし、同一事業者において、設置場所が異なる場合はこの限りではない。</li> </ul> |           |           |         |     |   |   |   |    |    |
|  | 対象となる生ごみ処理機等                                  | <p>(1) 電動式生ごみ処理機<br/>生ごみを温風乾燥させる乾燥型若しくは微生物等による発酵を行うバイオ型により、生ごみを減量又は消滅させるもの</p> <p>(2) 生ごみ処理容器<br/>発酵若しくは分解等により、生ごみを減量化する機能をもつボカシ容器及びコンポスター等</p> <p>(1)(2)ともに、小売業者から購入するもの（中古品を除く。）であること。</p>   |           |           |         |     |   |   |   |    |    |
| 補助金の補助率、額及び数   | 補助率   | <p>購入金額の1/2以内</p> <p>上記の購入金額は、処理機等の本体価格に限り、本体価格に対する消費税額及び地方消費税額、配送及び設置工事費等の経費を含まない。</p>  |           |           |         |     |   |   |   |    |    |
|  | 補助金の額及び数                                      | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電動式生ごみ処理機</th> <th>生ごみ処理容器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限額</td> <td>30,000円<br/>ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てる。</td> <td>5,000円（1基につき）<br/>ただし、100円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てる。</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>1台</td> <td>1基</td> </tr> </tbody> </table>   |           | 電動式生ごみ処理機 | 生ごみ処理容器 | 上限額 | 30,000円<br>ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てる。 | 5,000円（1基につき）<br>ただし、100円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てる。 | 数 | 1台 | 1基 |
|  |   |  | 電動式生ごみ処理機 | 生ごみ処理容器   |         |     |   |   |   |    |    |
| 上限額  | 30,000円<br>ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てる。 | 5,000円（1基につき）<br>ただし、100円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てる。  |           |           |         |     |   |   |   |    |    |
| 数  | 1台  | 1基   |           |           |         |     |   |   |   |    |    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>本補助金は、1世帯につき1台（基）分の購入に限る。</li> <li>なお、「世帯」とは、原則として住民登録上の単位を指すが、同一の建物において複数の世帯が同居している場合であっても、台所（調理場）が1箇所である場合は、これを1世帯とみなす。</li> <li>電動式生ごみ処理機と生ごみ処理容器の補助金を重複して受けることはできない。</li> </ul> |   |  |           |           |         |     |   |   |   |    |    |